

尼崎市障害者日中一時支援事業実施要綱

(平成30年5月1日改正後全文)

(目的)

第1条 本事業は、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を提供し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 本事業は、障害者等に日中の活動の場を提供し、見守り及び社会に適應するための日常的な訓練等（以下「支援サービス」という。）を行う。

(事業の種類)

第3条 本事業は、次条以下に規定するもののほか、尼崎市心身障害児及び知的障害者一時保護者事業実施要綱（以下「一時保護者事業要綱」という。）により実施するものを含むものとする。

2 一時保護者事業要綱に基づき実施する「一時保護者事業（日中型）」については、第8条及び第20条の規定を除き、一時保護者事業要綱の定めによるものとする。この場合において、第8条及び第20条中、「事業者」とあるのは「一時保護者」と読み替えるものとする。

(指定事業者の指定登録)

第4条 本事業を実施するために指定登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項に定める指定障害福祉サービス事業者であって、法第5条に定める生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（法施行規則第6条の10第2号に定める就労継続支援B型をいう。以下同じ。）及び短期入所事業者のいずれかの指定を受けている者でなければならない。

2 申請者は、指定登録申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- (2) 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- (3) 事業所の平面図
- (4) 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (5) 前項に規定する要件を証明する書類
- (6) 管理者の経歴書
- (7) 運営規程
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、法第36条に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定に準じて、申請者の事業実施能力を審査し、指定が適当と認める場合につき指定登録通知書を交付するものとする。

4 指定登録を受けた者（以下「指定事業者」という。）が、第2項の規定に関する書類の記載内容に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、当該事実が発生した日から10日以内に、その旨を市長に届け出るものとする。

5 指定事業者は、事業の運営を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止又は休止す

る日の1月前までに、その旨を市長に届け出るものとする。

(指定登録の更新)

第5条 前条の規定による指定事業者は、6年ごとに指定登録の更新を受けなければ、当該期間(以下「指定登録の有効期間」という。)の経過によって、その効力を失う。

2 前項の規定による更新の申請があった場合において、指定登録の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定登録の有効期間の経過後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定登録の更新がされたときは、その指定登録の有効期間は、従前の指定登録の有効期間満了の日の翌日から起算するものとする。

(指定事業者の基準)

第6条 指定事業者は、当該指定登録に係る支援サービス事業所(以下「指定事業所」という。)ごとに、尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年尼崎市条例第50号)(以下「基準条例」という。)で定める当該指定事業所を併設する指定障害福祉サービス事業所(以下「併設本体事業所」という。)の基準に準じて、支援サービスを提供しなければならない。この場合において、基準条例中、「訓練・作業室」とあるのは、「居室」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定事業所において、利用者の体調の急変等に適切に対応できる能力を有する従業者を配置していると認められるときは、当該指定事業所に必要な従業者(サービス管理責任者を除く。)の員数は次表のとおりとする。

利用者の人数	従業者の員数
10人まで	1
10人を超える人数	1に利用者の数が10を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数とする。

3 第1項の規定にかかわらず、指定事業所は、サービス管理責任者を配置しないことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、指定事業所の設備を専ら支援サービスの用に供することが困難な場合は、当該指定事業所の利用者と併設本体事業所の利用者が同時間帯に居室を共用しない場合に限り、当該併設本体事業所のサービス提供に差し支えない範囲において、その設備を共用することができる。

5 第1項の規定にかかわらず、指定事業所の利用定員は、居室の床面積が利用者1人当たり3平方メートル以上を確保できる人数を限度とする。ただし、併設本体事業所が生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の場合、当該併設本体事業所の利用定員の半数を超えない人数とする。

6 第1項の規定にかかわらず、基準条例で定める運営に関する基準については、指定短期入所事業所の基準に準じて、支援サービスを提供することができる。

(指定事業者の責務)

第7条 指定事業者は、支援サービスの開始に際して、あらかじめ本事業の利用を決定した障害者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）に対し、利用者の支援の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、本事業の利用の開始について利用者等の同意を得て、利用の契約を締結するものとする。

（報告及び調査等）

第8条 市長は、支援サービスの実施等に関して必要があると認めるときは、利用者等、利用者等の配偶者若しくは利用者等の属する世帯員又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他物件の提出若しくは提示を命じ、又は担当職員に質問させることができる。

2 市長は、支援サービスの実施等に関して必要があると認めるときは、支援サービスを行った者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定事業者若しくは指定事業者の従業者又はこれらの者であった者に対し出頭を求め、又は担当職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定事業者の当該指定に係る事業所その他の支援サービスの提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくはその他物件を検査させることができる。

3 市長は、前2項において指定事業者支援サービスの実施等に関して適当でないと認める部分があるときは、当該指定事業者に対して改善指導を行うことができる。

4 第1項及び第2項の規定による質問又は検査を行う場合においては、担当職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（指定登録の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定事業者の指定登録を取り消し、又は期間を定めてその指定登録の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

（1）指定事業者が、法第50条に基づき指定障害福祉サービス事業者の指定の取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止されたとき

（2）指定事業者が、支援サービスの実施に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき

（3）前条第3項の規定に基づく改善指導に従わないとき

（利用対象者）

第10条 本事業の対象となる者（以下「利用対象者」という。）は、法第5条に定める生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び短期入所のいずれかの支給決定を受けている障害者等とする。

（申請）

第11条 本事業の利用を受けようとする障害者等は、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 移動支援 日中一時支援）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書を市長に提出するものとする。

（利用決定）

第12条 市長は、前条の申請があった場合は、利用の可否等を決定し、利用決定通知書又は利用却下通知書により本事業の利用を受けようとする障害者等に通知するものとする。

る。

2 市長は、本事業の利用を決定した場合は、利用者等に対し、次の各号に規定する事項を記載した障害福祉サービス受給者証兼地域生活支援受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（1）利用者の氏名、居住地及び生年月日

（2）交付の年月日及び受給者証番号

（3）支給量

（4）利用決定の有効期間

（5）障害支援区分

（6）負担上限月額に関する事項

（7）その他必要な事項

（変更申請）

第13条 利用者等は、受給者証の内容について変更が必要な場合は、利用変更申請書を市長に提出するものとする。

（変更通知）

第14条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その要否を決定し、利用変更決定通知書により利用者等に通知するものとする。

（資格喪失）

第15条 利用者等が次の各号に該当した場合は、この利用資格を喪失する。

（1）利用者が、死亡したとき

（2）利用者が、利用決定の有効期間内において本市に住所を有しなくなったとき

（3）利用者が、障害者支援施設、障害児入所施設、特別養護老人ホームその他の入所施設に入所したとき

（4）利用者が、法第5条に定める共同生活援助を利用したとき

（5）利用者が、医療機関に入院したとき

（6）利用者等が、利用の要否に係る調査に応じないとき

（7）利用者等が、利用に関し虚偽の申請をしたとき

（8）利用者等が、自らこの利用資格の喪失を届け出たとき

（9）利用者が、本事業を利用する必要がなくなると市長が認めるとき

（受給者証の再交付）

第16条 利用者等は、受給者証を紛失又は破損した場合は、再交付申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、利用決定の有効期間内において、前項の規定による申請を受理した場合は、利用者等に対し、受給者証を交付するものとする。

（給付費の支給）

第17条 市長は、利用者が利用決定の有効期間内において、指定事業者から支援サービスを受けたときは、利用者等に対し、当該支援サービス（利用決定を受けた支給量の範囲に限る。）に要した費用について、支援サービス給付費（以下「給付費」という。）を支給する。

- 2 市長は、利用者が指定事業者から支援サービスを受けたときは、利用者等が当該指定事業者を支払うべき当該支援サービスに要した費用について、給付費として当該利用者等に支給すべき限度において、当該利用者等に代わり、当該指定事業者を支払うこと(以下「代理受領」という。)ができる。
- 3 前項の規定による支払いがあったときは、利用者等に対し給付費の支給があったものとみなす。
- 4 第2項の規定により代理受領を受けようとする指定事業者は、請求書に提供実績記録票を添えて、これを市長に提出することにより、給付費を請求することができる。
- 5 給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。
 - (1) 別表1の単価により算定した費用
 - (2) 次条に規定する利用者負担上限月額(当該利用者負担上限月額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)
- 6 給付費の支給は、指定事業者から利用実績があった日の属する月の翌月10日(その日が尼崎市の休日の場合はその前の日)までに請求がなされた分について、利用実績があった日の属する月の翌々月末日までに行うものとする。

(利用者負担上限月額)

第18条 利用者負担額の上限月額は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する額とする。

- (1) 利用対象者が生活保護受給世帯及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給世帯に属する場合 0円
 - (2) 利用対象者の属する世帯が市町村民税非課税世帯であって、利用対象者の年収(利用対象者が18歳未満の場合にあつてはその保護者の年収)が80万円以下の場合 0円
 - (3) 利用対象者の属する世帯が市町村民税非課税世帯であって、前号に掲げる以外の場合 0円
 - (4) 利用対象者(18歳以上の場合に限る。)の属する世帯が市町村民税課税世帯であつて、課税されている所得割の額が16万円未満の場合 9,300円
 - (5) 利用対象者(18歳未満の場合に限る。)の属する世帯が市町村民税課税世帯であつて、課税されている所得割の額が28万円未満の場合 4,600円
 - (6) 前5号に掲げる以外の場合 37,200円
- 2 前項各号において世帯とは、利用対象者が18歳以上の場合にあつては利用対象者及びその配偶者、利用対象者が18歳以下の場合にあつては利用対象者の属する世帯全員とする。

(利用者負担上限月額の特例)

第19条 前条第1項第4号から第6号に掲げる区分に該当する利用対象者が、法第28条に定める介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費若しくは尼崎市障害者移動支援事業実施要綱第17条に規定する給付費(以下「介護給付費等」と

いう。)の支給を受ける者である場合は、前条に規定する利用者負担上限月額(以下「上限月額」という。)に当該月分の介護給付費等の給付費に係る利用者負担額を加えた額の合計が上限月額を超えることのないように、上限月額を減ずるものとする。

(不正利得の徴収)

第20条 市長は、偽りその他不正の手段により給付費を受けた者があるときは、その者から、その給付費の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市長は、指定事業者が偽りその他不正の行為により給付費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させることができる。

(資料の提供等)

第21条 市長は、支援サービスに関して都道府県等が行う調査等に関して必要があると認められるときは、当該事業に関する情報提供、連携を行うことができる。また、市長が必要と認める場合には、都道府県等関係機関に協力依頼、助言等を求めることができる。

(補則)

第22条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行の期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(事業所の指定に係る経過措置)

2 平成18年9月末日現在、短期入所の指定事業所として指定を受けている者で、平成18年4月以降9月末日までの間で、尼崎市から短期入所の決定を受けている者が、日中利用を行った実績のある事業所については、第3条第1項及び同条第2項の規定にかかわらず、日中一時支援登録申請書及び指定登録通知書を提出することにより、日中一時支援事業所として登録したものとみなす。

(日中一時支援の支給決定に係る経過措置)

3 平成18年9月末日までに短期入所の支給決定を受けているもので、平成18年4月以降、平成18年9月末日までの間で日中利用の実績のある者は、日中一時支援の支給決定を受けた者とみなす。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の利用者負担上限月額については、この要綱の施行日以後の利用に係る利用者負担額に対して適用し、施行日前の利用分については、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成25年6月21日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に旧要綱の規定によりなされた申請又は届出その他の手続は、この要綱の規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

(別表1)

尼崎市日中一時支援事業単価表(平成30年5月1日現在)

1 支給基準額

	区分	4時間以下	4時間超え8時間以下	8時間超える
障害者	区分6	2,350	4,710	7,070
	区分5	2,000	4,010	6,010
	区分4	1,650	3,300	4,960
	区分3	1,480	2,970	4,460
	区分2・1・区分なし	1,290	2,590	3,890
	医療施設	6,360	12,720	19,080
	遷延性	3,710	7,420	11,130
児童	区分3	2,000	4,010	6,010
	区分2	1,570	3,140	4,710
	区分1	1,290	2,590	3,890
	医療機関	6,360	12,720	19,080
	遷延性	3,710	7,420	11,130

2 加算額

加算の名称	支給基準額
食事提供体制加算	440
送迎加算(片道)	540

3 サービス内容

	利用区分	内容
障害者	4時間以下	日中一時1/4(区分なし・区分1~6・医療・遷延性)
	4時間を超え8時間以下	日中一時1/2(区分なし・区分1~6・医療・遷延性)
	8時間を超える	日中一時3/4(区分なし・区分1~6・医療・遷延性)
児童	4時間以下	日中一時1/4(区分なし・区分1~6・医療・遷延性)
	4時間を超え8時間以下	日中一時1/2(区分なし・区分1~6・医療・遷延性)
	8時間を超える	日中一時3/4(区分なし・区分1~6・医療・遷延性)